

博士論文（要約）

犯罪被害者の司法参加と量刑

佐伯 昌彦

本論文は、2016年4月に東京大学出版会から刊行された『犯罪被害者の司法参加と量刑』である。すでに単著として公刊されているために、その全文を公表することができない。そこで、以下では、本論文を拙著と呼び、その構成および概要について示すこととする。

拙著は、「はじめに」において、刑事司法過程における犯罪被害者の位置づけについて概観したうえで、本書の課題が、被害者の司法参加による量刑判断への影響の有無の実証的説明にあることを示す。より正確に述べるならば、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に影響を及ぼすのか、及ぼすとすると、それはどのような過程を経て実現するものであるのかを実証的に明らかにすることが課題となる。その課題に対して、拙著では、先行研究のレビュー、心理学に依拠した理論的検討、および独自の実証研究という、大きく3つの方法を用いてアプローチしている。それぞれ、この順に拙著の第1部、第2部、および第3部に対応している。

まず、第1部であるが、これは、第1章から第5章までを含むものである。第1章において、検討課題となる意見陳述制度と被害者参加制度の概要、および関連する議論を紹介している。また、日本においてすでに実施されている関連研究の結果が紹介されている。第2章では、アメリカにおける関連研究が、第3章では、オーストラリアとイギリスにおける関連研究が紹介されている。第4章では、主としてアメリカで行われている模擬裁判研究の結果について、関連するものの成果を整理している。ここで、模擬裁判研究とは、陪審員の判断過程を分析するために、心理実験の手法を応用して行われる研究手法のことである。以上までに、日本と英米法圏における関連研究を紹介したが、第5章では、それらの知見を整理し、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に及ぼす影響について、どのような知見が現在までに集積されているのかを明らかにした。

第2部は、心理学に依拠した理論的検討であり、第6章から第8章までがこれに含まれている。第6章では、一般市民の量刑判断過程を前提とした理論的検討が、心理学の諸理論を援用して展開されている。これは、実践的には裁判員の量刑判断過程を分析する意義を有するものである。第7章では、市民ではなく職業的に訓練された裁判官の量刑判断過程の分析、および懲役12年といったような具体的な数値としての判断を導出するための心理的過程についての分析が行われている。第8章では、第6章と第7章での理論的検討を踏まえて、被害者参加が量刑判断に影響を及ぼす心理的過程の在り様について一定の見取り図を提示し、それを踏まえて、第1部で紹介した実証研究の知見を再構成した。

第9章から第13章までが第3部に対応するが、そこでは、筆者独自の実証研究の紹介と総合考察の結果が示されている。まず、第9章において、意見陳述制度や被害者参加制度が、制度として量刑判断に影響を及ぼしていることを示すために必要となる知見がどのようなものであるかを類型化している。第10章では、そのような制度固有の影響を検証するための模擬裁判研究の結果が紹介されている。第11章では、裁判に参加した被害者の表出する感情の影響について検討するための模擬裁判研究の結果が紹介されている。第12章で

は、実際の事件記録を用いて、実刑か執行猶予かの選択に関する裁判官の判断に意見陳述制度が影響を及ぼすか否かが検証されている。第 13 章では、これらの実証研究、および第 1 部での先行研究のレビュー、第 2 部の理論的検討を踏まえて、冒頭に掲げた課題に対する筆者なりの回答を示している。まず、拙著が取り組む主要な課題は、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に影響を及ぼすか否かという点であったが、制度固有の影響を実証研究により示すことは困難であり、現在までにそのような制度の影響を明確に示す知見は提出されていないと考えられることを指摘する。しかし、制度の影響として示されていなくても、被害者による刑事裁判への参加のいくつかの側面は、量刑判断に影響を及ぼしている可能性がある。拙著は、被害者の刑事裁判への参加のどのような側面が、どのような過程を経て量刑判断に影響を及ぼしているかを示すことで、そのような影響の当否、および実際の裁判を運用するにあたっての留意点を検討していく必要性を指摘している。拙著は、主として心理学に依拠しつつ、被害者参加と量刑判断との関係について実証的観点からアプローチするものであり、そのような手法の有用性についても示すことができたと考える。